

令和7年度 第2回 旭川市環境審議会 会議録

日 時	令和7年11月25日（火） 午後3時～午後4時20分	
場 所	旭川市総合庁舎7階 大会議室A（旭川市7条通9丁目）	
出席者	委 員	12名 上田委員、奥寺委員、坂上委員、篠原委員、千葉委員、出羽委員、内藤委員、西宮委員、百嶋委員、宮越委員、山田委員、渡邊委員
	事務局 (市側)	18名 環境部（太田部長、澤渡次長） 環境総務課（後藤課長、安富ゼロカーボンシティ担当課長、佐藤主幹、中川補佐、坂田（し）主査） 環境総務課環境総務係（坂田（真）主査、瀬戸主査） 廃棄物政策課（佐藤課長） 廃棄物処理課（尾藤課長、相原補佐） 廃棄物処理課浄化管理係（仲倉主査） 廃棄物処理課近文清掃工場（菅原工場長） 廃棄物処理課廃棄物処分場（齋藤所長） 環境指導課（沖村課長、細川補佐） クリーンセンター（笠井所長）
会議の公開・ 非公開の別	公開	
傍聴者	0名	
議 事	(1) 審議事項 ア 環境部 令和8年度事業について イ 手数料の改定について (2) 報告事項 ア 旭川市環境白書の発行 (3) その他	
会議資料	<配付資料> ・資料1—1 令和8年度事業について ・資料1—2 令和8年度事業について ※廃棄物減量等推進審議会 審議内容分 ・資料2 手数料の改定について ・旭川市環境白書 令和7年度版（2025年度版）	

議事内容等	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	委員の過半数が出席しており開催基準に達している旨報告
2 議事 (1) 審議事項 ア 環境部 令和8年度事業について	会長	議事(1)審議事項のア「環境部 令和8年度事業」について事務局から説明願う。
	事務局	(資料 1-1 により説明)
	委員	今年度の木質バイオストーブ導入促進事業補助金について、どのくらいの執行を見込んでいるか。
	事務局	1,000 万円の予算額に対して、およそ半分程度の額の執行を見込んでいる。
	委員	旭山動物園にペレットストーブを置いていると聞いているが、現在も継続して使用されているのか。
	事務局	動物園には現在もペレットストーブを設置しており、動物園で発生した枝葉を活用している。
	委員	セアカゴケグモを発見した経緯を詳細に教えてほしい。
	事務局	市内において、北海道外から届いた荷物に付着しており、産卵していたため、子グモを含め 100 匹程度の発見となった。
	委員	セアカゴケグモについては市民が偶然見つけることが多い、そのため、市民への周知が重要である。 また、アズマヒキガエルについて、常磐公園で数匹見つかっている。数が増えないうちに駆除することが拡大を防ぐことになる。生息していると考えられる公園などに写真や看板などで周知してみてはいかがかと思う。 自分が所属する団体では、ヒグマの生態についての勉強会を実施しようと考えている。市民にヒグマの生態について知ってもらうため、広報で特集してはどうか。
	事務局	市民への周知については最適な方法を検討し、啓発していく。
	委員	太陽光発電などについて、市としては自然環境に配慮した進め方をどのように実施しているのか。

	事務局 委員 事務局	<p>環境に配慮した再エネルギーの開発ということで、ゾーニング調査を進めている。GX 懇談会には自然共生ネットワークからは寺島氏に参加してもらい意見をいただいている。</p> <p>ゾーニングマップを年度内の完成を目指し作成しているところである。</p> <p>ヒグマの捕獲数が多く、処分に困っている自治体があると聞いています。旭川市ではヒグマの駆除後の処理はどうしているのか。</p> <p>旭川市では駆除した個体については、焼却処分をしている。</p> <p>現在の捕獲数であれば焼却処分で対応が可能であるが、今後捕獲数が増えた場合は処分方法について検討する必要がある。</p>
イ 手数料の改定について	会長	議事(1)審議事項のイ「手数料の改定について」事務局から説明願う。
	事務局	(資料2により説明)
	委員	<p>手数料の詳細について教えてほしい。</p> <p>また、手数料の改正により市民生活に影響はでるか。</p> <p>算定に職員の人事費が入っているが、職員の給料は税金であり、水道局とは違い独立採算ではない、市役所内で人事異動があるがそれも含まれるのか。</p>
	事務局	<p>動物関係手数料については、野生の鳥獣を飼養登録する際に発生し、ほとんどが学術研究などで許可されるものである。飼養登録については旭山動物園が該当てくるが市の組織のため、手数料は免除している。直接、市民生活に影響を与えることはないと考える。</p>
	事務局	<p>汚染土壌処理者許可申請手数料についてであるが、公共工事や民間の開発行為などで鉛、ヒ素、六価クロムなどに汚染された土壌が見つかった場合は許可を受けている業者が処理することになる。</p> <p>この許可を有しているのは(株)旭川振興公社のみであり、市の第三セクターではあるが、直接的な市民への負担については少ないと考える。</p>
	事務局	<p>人件費について回答であるが、手数料は「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき見直しており、行政サービスに要する費用を受益者が負担することになる。</p> <p>コスト算定には行政サービスの提供に要する人件費が含まれてく</p>

	委員 事務局 委員 事務局	<p>る。</p> <p>また、人事異動についてであるが、職員の人事費は、平均単価を用いて算定しているため、平均的なコストとして算定される。</p> <p>資料の汚染土壌処理業者許可等手数料は、北海道の手数料についても記載があるが、これは旭川市と北海道の両方に支払うということ。</p> <p>札幌市、函館市、旭川市は政令市のため北海道に支払う必要はない。</p> <p>3市以外は北海道に支払うということか。</p> <p>そのとおり。</p>
(2)報告事項 ア 旭川市環境白書の発行	会長 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局	<p>報告事項ア「旭川市環境白書の発行」について事務局から説明願う。</p> <p>(旭川市環境白書について説明)</p> <p>河川の水質測定について、基準値内ではあるが、令和3年度、令和4年度より測定値が高くなっている。何か要因があるのか。</p> <p>確かに測定値が高くなっているが、環境基準値内であるため特に評価はしていない。ただ、徐々に高くなっているため注視はしていきたい。また、採取時の時期や天候等によっても測定値が左右されるため、なるべく同条件での採水に努めたい。</p> <p>準工業地域などの大気については、市民から苦情や相談があった場合に確認するのか、定期的に調査を実施しているのか。</p> <p>苦情や相談があった時点で確認を行っている。煙や排水など汚染防止法に基づく届出のある事業所については、立入検査を実施している。</p> <p>ヒグマについて最近、市街地での出没が公表されていた。今までの出没地とは異なっている。来年度の侵入抑制について別ルートを検討していく必要があるのか。</p> <p>先日の市街地出没については、ヒグマの足跡らしきものがあったと公表した。今回の侵入経路については分かっていない。市街地の出</p>

	委員 事務局 委員 事務局	<p>没に対する対策が重要になる。今後、専門家の助言をもらいながら対策を進めていく。</p> <p>他自治体では獣友会と自治体との関係性についての話をよく聞くが、旭川市ではどうなのか。</p> <p>市と獣友会の関係は良好であり、報償費に関しても獣友会に理解を得ている。</p> <p>獣友会のヒグマ対策従事者は何人いるのか。</p> <p>20名程が従事者となっている</p>
(3)その他	会長 事務局	<p>その他について事務局からあるか。</p> <p>特はない。</p>
3 閉会	会長 事務局	<p>本日の議事は以上とし、事務局に交代する。</p> <p>以上で、本日の審議会を終了する。</p>